

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇規 則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
◇告 示 道路の区域の変更

道路の供用の開始
県道の路線の認定
道路の区域の決定
道路の供用の開始
県道の路線の認定
道路の区域の決定
道路の供用の開始
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(二件)
鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

規 則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十四号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「タイピスト」の下に「プログラマ」を加える。
附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	変更前		敷地の幅員 メートル	延長 メートル
		後	前		
国道 百八十号	区 間	変更前	米子市糺町二丁目三三番の先から同市角盤町二丁目一七四番の先まで	六・四 〃八・二	六三二
		変更後	米子市糺町二丁目三三番の先から同市角盤町二丁目一七四番の先まで	二四・〇 〃四一・〇	六二七

鳥取県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日

鳥取県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	路線名	終起	点	重要な経過地
220	菅沢日野線	日野郡日南町菅沢	日野郡日野町黒坂	

鳥取県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	菅沢日野線	日野郡日南町菅沢字ハチカミ谷尻八七二番の二の先から同郡日野町黒坂字元正法寺廻り四一八番の二の先まで	一〇・〇 二〇・〇	八、二三〇

鳥取県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	菅沢日野線	日野郡日南町菅沢字ハチカミ谷尻八七二番の二の先から同郡菅沢字落岩一一一八番の二の先まで 日野郡日南町菅沢字菅沢山九五九番の先から同郡日野町黒坂字元正法寺廻り四一八番の二の先まで	昭和四十九年 三月三十日

鳥取県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の

路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	236
路線名	米子環状線
終起	米子市陰田町 米子市夜見町
地点	
重要な経過地	

鳥取県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	米子環状線	米子市陰田町六四五番の先から同市夜見町字古屋敷五一二五一六番の先まで	〇・七 二六・〇	一八、三九八

鳥取県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
県道	米子環状線	米子市陰田町六四五番の先から同市勝田町一六番の先まで	米子市東福原字南原米川添二九番の一の先から同市皆生字下野浪新田八九二番の四の先まで	昭和四十九年三月三十日
		米子市皆生字温泉二二一四番の三の先から同市両三柳字忠次郎道西三二二〇番の先まで	米子市両三柳字三保向ヒ四五七八番の一の先から同市両三柳字三保向ヒ四五六八番の八の先まで	
		米子市両三柳字三保向ヒ一四五四三番の三四の先から同市夜見町字古屋敷五一二五一六番の先まで		

鳥取県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	路線名	終起	点	重要な経過地
248	板井原濁谷線	日野郡日野町板井原	日野郡日野町濁谷	

鳥取県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区	間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	板井原濁谷線	日野郡日野町板井原字砂子二七八番の二の先から同町濁谷字仲屋家の前一二八九番の一の先まで		〇・五 〇・二二・〇	六、九五三

鳥取県告示第二百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十九年三月三十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
	板井原濁谷線	日野郡日野町板井原字砂子二七八番の二の先から同町板井原字井谷西畑八一三番の二の先まで	日野郡日野町三土字弥惣坂一一九番の先から同町濁谷字仲屋家の前一一八九番の一の先まで	昭和四十九年三月三十日

鳥取県告示第二百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十条第一項の規定に基づき、倉吉市東鴨土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

共栄土地

二 事業施行期間

変更前	昭和四十八年十一月十六日から昭和四十九年三月三十一日まで
変更後	昭和四十八年十一月十六日から昭和四十九年五月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市東鴨字城の腰、字東畑、字前奥津及び字中奥津以の各一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市東鴨土地区画整理事業

五 事務所所在地

倉吉市堺町二丁目九五六番地

六 施行認可の年月日

昭和四十八年十一月十三日

七 変更認可の年月日

昭和四十九年三月二十八日

鳥取県告示第二百八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、米子市御所原土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 組合の名称

米子市御所原土地区画整理組合

二 事業施行期間

変更前	昭和四十八年六月十二日から昭和四十九年三月三十一日まで
変更後	昭和四十八年六月十二日から昭和五十年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市福市字道端、字中尾谷、字二新庄、字御所原及び字東堀の各一部

四 事務所の所在地

米子市中町二十番地

五 設立認可の年月日

昭和四十八年六月五日

六 変更認可の年月日

昭和四十九年三月三十日

教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(昭和四十八年十二月鳥取県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。
別表の改正規定のうち境水産高等学校の項を次のように改める。

境水産高等学校		全日制課程水産学科				
専攻科水産学科		機 関 科				
機 関 科	漁 業 科	機 関 科	無 線 通 信 科	食 品 製 造 科	海 洋 科	
〃	〃	〃	〃	〃	境港市中野町二、〇〇〇	
	四〇	二二六	二二六	二二六	二二六	

附 則
この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。